

鈴鹿市告示第70号

鈴鹿市立学校体育施設開放事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立学校体育施設開放事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市立学校体育施設開放事業実施要綱（平成28年鈴鹿市告示第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民に<u>スポーツ活動を実践する機会</u>を与えてスポーツの健全な普及及び発展を図るとともに、市民の健康の保持増進及び体力の向上に資するため、<u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例</u>（昭和28年鈴鹿市条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）、<u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に係る使用料に関する規則</u>（令和8年鈴鹿市規則第1号）及び<u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則</u>（令和8年鈴鹿市教育委員会規則第1号）に定めるもののほか、<u>開放事業の実施</u>に関し<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市民に<u>スポーツ活動実践の機会</u>を与えてスポーツの健全な普及及び発展を図るとともに、市民の健康の保持増進及び体力の向上に資するため、<u>学校体育施設</u>（鈴鹿市立小学校及び中学校の運動場、体育館その他の体育施設をいう。以下同じ。）を市民に開放すること（以下「<u>開放事業</u>」という。）に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p>

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校体育施設 鈴鹿市立小学校及び中学校の屋外運動場、屋内運動場その他の体育施設をいう。

(2) 開放事業 学校体育施設を市民に開放することをいう。

(3) 開放校 学校体育施設を開放する学校をいう。

(4) 定期使用 1つの開放校において3月以上継続して定期的に学校体育施設を使用することをいう。

(開放校の決定)

第3条 市長は、学校長と協議の上、学校教育に支障のない範囲で開放校を決定するものとする。

(学校体育施設の開放)

第4条 略

(運営委員会の設置)

第5条 開放事業を地域住民の自主的運営によって推進するため、開放校に学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

2 運営委員会は、次に掲げる者で構成するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営委員会への委託)

(開放校の決定)

第2条 市長は、学校長と協議の上、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を開放する学校（以下「開放校」という。）を決定するものとする。

(施設の開放)

第3条 略

(運営委員会の設置)

第4条 開放校に、学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

2 運営委員会は、次に掲げる者で構成するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校長及び学校職員

(運営委員会への委託)

第6条 市長は、開放事業を円滑に実施するため、運営委員会に次に掲げる事務を委託するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 定期使用しようとする団体の登録に関すること。

(4) 使用の調整に関すること。

(5) 略

(対象者の範囲及び登録)

第7条 定期使用ができるものは、条例第4条第1項各号のいずれかに該当するもの(同項第4号に該当するものを除く。)であって、当該開放校の運営委員会による登録を受けたものとする。

2 略

(管理指導員)

第8条 略

2 管理指導員は、前条第1項の登録を受けたものの危険を防止し、及び当該学校体育施設の管理を行うものとする。

第5条 市長は、開放事業を円滑に実施するため、運営委員会に次に掲げる事務を委託するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 利用しようとする団体の登録に関すること。

(4) 利用の調整又は制限に関すること。

(5) 略

(対象者の範囲及び登録)

第6条 開放校の学校体育施設を利用できるものは、スポーツ活動を目的とした社会教育団体、スポーツ団体及び市民グループで、当該開放校の運営委員会に登録を受けたものとする。

2 略

(管理指導員)

第7条 略

2 管理指導員は、開放校の学校体育施設を利用する者(以下「利用者」という。)の危険を防止し、及び当該学校体育施設の管理を行うものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、学校体育施設又はその設備を故意又は重大な過失により毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(実費の負担)

第9条 利用者は、学校体育施設を利用するに当たっては、鈴鹿市立学校施設使用条例(昭和28年鈴鹿市条例第4号)第5条の規定

第9条 略

により実費を負担しなければならない。
第10条 略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。